



## 生命保険、受取人はどんな税金がかかる？

生活保障に関する調査によると、生命保険に加入している人は男女とも多く、男性では80.9%、女性では81.9%となっています。日本人にとって身近な生命保険ですが、実際に保険金を受け取った際、税金がかかるのはご存知でしょうか？ 実際にどの様な税金がかかってくるのか、どんな注意点があるのか、ポイントをまとめたいと思います。

### 【保険料負担者、被保険者、受取人をそれぞれ誰を指定するかで税金は3パターンに分かれます】

#### ケース①所得税

保険料負担者と保険金受取人が同じで、被保険者のみ違う場合。

具体的な例はご主人様が奥様に生命保険をかけて、ご主人が受取人になっている場合です。

この場合はご主人様の一時所得となり、支払ってきた保険料、特別控除分50万円を引いた半分をその年の所得と合わせて申告し、税金が決まります。

また、積立型の満期保険金(一時所得として総合課税または源泉分離課税)や年金保険の受取年金(雑所得として総合課税)も所得税が課されます。

#### ケース②相続税

保険料負担者と被保険者が同じで、保険金受取人のみ違う場合。

この場合は相続税の対象となり、相続税の生命保険の非課税枠(法定相続人の人数×500万円)が差し引かれます。最も税金の額としては負担が軽くなるケースがほとんどです。

#### ケース③贈与税

保険料負担者と被保険者、保険金受取人が全て違う場合。特にこの場合には注意が必要です。

被保険者がお亡くなりになり、保険料負担者が生存している場合、最も税率の高い贈与税がかかります。

また、積立型などの満期保険金を契約者以外が受取人になる場合や、年金保険の受取開始時は贈与税が課されます。

死亡保険金の課税関係の表

	被保険者	保険料の負担者	保険金受取人	税金の種類
ケース①	A	B	B	所得税
ケース②	A	A	B	相続税
ケース③	A	B	C	贈与税

出典:国税庁HP

一方3大疾病保険金、介護保険金、身体障害保険金、リビングニーズ特約の特約保険金などの生前給付保険金を被保険者本人が受取った場合、全額非課税となります。

#### 【岡田の視点】

現在の加入している生命保険の内容は、きちんと把握されてますでしょうか？ 加入時はしっかり考えられて、加入する方が多いと思いますが、一方で親御様から引き継がれている場合、契約途中の家族構成の変化などでしっかり内容を把握しきれてない方も見受けられます。せっかく高い保険料を万が一に備えていたり、コツコツ積立をしていたりしても、出口で高い税金を取られてしまったら元も子もありません。契約内容を変更出来る場合も多いので、定期的な内容確認、メンテナンスが必要です。ご相談お待ちしております。

株式会社FREE PEACE

〒160-0022 東京都新宿区新宿2-11-2 カーサヴェルデ4F

TEL:03-5312-8331 FAX:03-5926-5397

URL: <http://free-peace.co.jp>



2011年4月より活動を開始し、皆様のお陰で現在では年間2000件を超える住宅購入相談実績をもつ企業に成長致しました。今後もお客様をサポートする最良のパートナーである事を約束します！！